

平成 19 年 度

山梨市財政健全化及び地方公営企業法  
適用企業会計経営健全化並びに同法非  
適用企業会計経営健全化審査意見書

山 梨 市 監 査 委 員

梨 監 査 第 8 - 3 号  
平成 2 0 年 8 月 2 0 日

山梨市長 中 村 照 人 様

山梨市監査委員 坂 本 勝 明

山梨市監査委員 高 原 信 道

平成 1 9 年度山梨市財政健全化及び地方公営企業法適用企業会計経営健全化  
並びに同法非適用企業会計経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 1 9 年度財政健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行なったので、次のとおり意見書を提出します。

# 目 次

## 財政健全化審査

1 審査の対象	1
2 審査の実施日	1
3 審査の手続き	1
4 審査の結果	2
(1) 総合意見	2
(2) 個別意見	2
(3) 是正改善を要する事項	2

## 地方公営企業法適用企業会計経営健全化審査

1 審査の対象	3
2 審査の実施日	3
3 審査の手続き	3
4 審査の結果	3
(1) 総合意見	3
(2) 個別意見	3
(3) 是正改善を要する事項	4

## 地方公営企業法非適用企業会計経営健全化審査

1 審査の対象	5
2 審査の実施日	5
3 審査の手続き	5
4 審査の結果	5
(1) 総合意見	5
(2) 個別意見	6
(3) 是正改善を要する事項	6

(注)本書において、文中及び表中に表示する比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。従って、合計と内訳の計、差引などが一致しない場合がある。

# 平成19年度山梨市財政健全化審査意見書

## 1 審査の対象

### 一般会計等

- ・平成19年度山梨市一般会計

### 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計

- ・平成19年度山梨市国民健康保険特別会計
- ・平成19年度山梨市老人保健特別会計
- ・平成19年度山梨市交通・火災災害共済事業特別会計
- ・平成19年度山梨市介護保険特別会計
- ・平成19年度山梨市居宅介護支援特別会計
- ・平成19年度山梨市居宅介護予防支援事業特別会計

### 地方公営企業法適用企業会計

- ・平成19年度山梨市水道事業会計

### 地方公営企業法非適用企業会計

- ・平成19年度山梨市牧丘簡易水道特別会計
- ・平成19年度山梨市三富簡易水道特別会計
- ・平成19年度山梨市下水道事業特別会計
- ・平成19年度山梨市浄化槽事業特別会計
- ・平成19年度山梨市活性化事業特別会計（観光施設）

上記の会計における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の実施日

平成20年 7月30日

## 3 審査の手続き

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 4 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

比 率 名	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
実質赤字比率	-	13.38	20.00	
連結実質赤字比率	-	18.38	40.00	
実質公債費比率	15.1	25.0	35.0	
将来負担比率	176.3	350.0		

実質収支及び連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は、「-」で表示される。

##### (2) 個別意見

実質赤字比率について

平成19年度の実質収支は黒字で実質赤字比率は-3.28%となっており、早期健全化基準の13.38%と比較すると、これを下回り健全な状況である。

連結実質赤字比率について

平成19年度の連結実質収支は黒字で連結実質赤字比率は-11.03%となっており、早期健全化基準の18.38%と比較すると、これを下回り健全な状況である。

実質公債費比率について

平成19年度の実質公債費比率は15.1%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良い状況である。

将来負担比率について

平成19年度の将来負担比率は176.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良い状況である。

##### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 地方公営企業法適用企業会計における経営健全化審査意見書

### 1 審査の対象

地方公営企業法適用企業会計

・平成19年度山梨市水道事業会計

上記の会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の実施日

平成20年 7月30日

### 3 審査の手続き

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

#### (1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

比率名	会計名	平成19年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	水道事業会計	-	20.0	

資金の不足額がない場合、「資金不足比率(%)」は「-」で表示される。

#### (2)個別意見

資金不足比率について

平成19年度決算報告書に基づき試算した、水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は867.6%となっているが、経営健全化審査における資金不足比率を算出するに当たって、実質的な資金不足額を把握するため平成20年度に償還する企業債の予定額を「1年基準」に基づき流動負債に参入して計算すると実質流動比率は337.5%となるが、いずれも資金剰余額が生じ、経営健全化基準の20.0%と比較すると健全な状態にあると認められる。

- (3) 是正改善を要する事項  
特に指摘すべき事項はない。

# 地方公営企業法非適用企業会計における経営健全化審査意見書

## 1 審査の対象

地方公営企業法非適用企業会計

- ・平成19年度牧丘簡易水道特別会計
- ・平成19年度三富簡易水道特別会計
- ・平成19年度下水道事業特別会計
- ・平成19年度浄化槽事業特別会計
- ・平成19年度活性化事業特別会計（観光施設）

上記の会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の実施日

平成20年 7月30日

## 3 審査の手続き

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 4 審査の結果

### (1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

比率名	会計名	平成19年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	牧丘簡易水道特別会計	-	20.0	
	三富簡易水道特別会計	-	20.0	
	下水道事業特別会計	-	20.0	
	浄化槽事業特別会計	-	20.0	
	活性化事業特別会計	-	20.0	

資金の不足額がない場合、「資金不足比率(%)」は「-」で表示される。

(2)個別意見

資金不足比率について

平成19年度においては審査の対象となった全ての会計で資金不足はなく、経営健全化基準の20.0%と比較するといずれも健全な状態にあると認められる。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。